

## 国際課税のケース・スタディ

### 国外からコンピュータにより情報提供を受けた場合の消費税

#### 〔事例〕

内国法人甲社は、外国法人Aと契約して定期的に事業情報の提供を受ける契約を締結し、当該外国法人A社は、フロッピーディスク（以下「FD」という。）を甲社に送付していた。その提供される情報の内容は、海外における競争企業の動向及び同一業種の各種統計資料等である。

甲社は、FD輸入に際して、消費税を納付していたが、このような磁気媒体を使用すると情報が遅くなることから、今後、コンピュータを利用したオンラインによる情報提供を受けることを検討している。この場合、わが国における消費税の課税はどのようになるのか。

#### 〔ポイント〕

- 1 輸入取引の課税
- 2 国内取引と国外取引の判定

#### 〔検討〕

##### 1 輸入取引の課税

わが国の消費税は、国内において消費される物品あるいはサービスに負担を求めるものであることから、国外において消費される輸出取引については免税とする。したがって、輸出まで

に課された消費税を輸出の時点において還付することにより消費税を除いた価格により輸出が行われることになる。この輸出免税は非課税ではなく、免税取引の仕人に係る消費税額は控除することができるほかに、免税取引の金額は課税売上高に含まれることになる。

他方、輸入取引は、この輸出免税と表裏の関係にあり、消費税は、国内において消費される物品あるいはサービスについて課税をすることから、国外において消費される輸出取引を免税とする一方、輸入された外国貨物について課税することとしている。したがって、消費税の課税対象取引は、国内取引及び輸入取引である。輸入取引については、消費税法第4条第2項において、「保税地域から引き取られる外国貨物には、この法律により、消費税を課する」という規定が置かれている。なお、この規定にある「外国貨物」とは、関税法第2条第1項第3号において、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう、と定義が置かれている。

この輸入取引の課税要件は、同様に消費税の課税対象となる国内取引とは異なり、国内取引の場合、事業者の事業である要件及び有償取引

である要件等が課されているが、輸入取引では、この二つの要件が必要とされていない。したがって、保税地域から引き取られた外国貨物は、無償であっても課税対象となり、事業者以外の者が、輸入者である場合も、当該輸入者は、消費税の納税義務を負うことになる。

また、輸入取引であっても、非課税となる外国貨物等には、有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等、身体障害者用物品、教科用図書があり（消法別表第二）、免税となるものは、関税定率法第14条の規定により関税が免税となるものは、原則として消費税も免税となる。そして、課税価格の合計額が1万円以下の外国貨物等について、原則として免税となる。

## 2 国内取引と国外取引の判定

消費税の課税要件として、資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、役務提供の場合、当該役務の提供が行われた場所とされているが、当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国外以外の地域にわたって行われるものである場合その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所、と規定されている（消法4③二）。政令では、情報の提供又は設計については、情報の提供又は設計を行う者の情報の提供又は設計に係る事務所等の所在地により、その判定が行われる（消法令6②五）。また、役務の提供が行われた場所が明らかでないものについては、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地により判定されることになる（消法令6②七）。

### 【結論】

コンピュータの普及により、デジタル化され

た情報をコンピュータにより遠隔地に転送することが可能となった。例えば、分厚い辞書がCD・ROMにより販売されているが、これ以外にも、オンラインによる情報提供を受けることも可能である。したがって、辞書を5部購入することと、CD・ROMを5セット購入することあるいはデジタル情報としてコンピュータにより情報の提供を受けて、その情報の提供を受けた者が、権利者の許可を受けた上でコピーを4部作成することと、ユーザー側は、実質的に同じこととなる。これは、何部複製を作成したとしてもその性能は同じになるデジタル情報の特性を原因としている。

上記事例においては、内国法人甲社が、従来FDという手段を利用して、情報の提供を受けていたが、今後コンピュータによりオンラインで情報を得ることを計画している。FDは、消費税法に規定する外国貨物に該当することから、関税の課税はないが、消費税は輸入取引として課税となる。

同様の情報を、コンピュータを利用して、直接にA社から甲社に転送される場合、関税の課税がない点では、FDの場合と同様であるが、上記に述べたとおり、当該情報は、保税地域から引き取られる外国貨物には該当しない。また、当該情報は、外国に事務所等を有する者により提供されていることから、国内取引における資産の譲渡等にも該当しないことになる。

したがって、ユーザーである内国法人甲社にとって、情報伝達の手段が異なるとはいえ、提供される情報は同一であり、消費税の課税が異なる結果となる。

（税理士 小沢 進）